

複数の補助申請を行う場合の取扱いについて

原則、1つの敷地等で受けることの出来る耐震補助（耐震改修、簡易改修、小規模改修、取壊し）は、いずれか1回のみです。ただし、簡易改修又は小規模改修を行った住宅は、耐震改修の補助申請をすることが出来ます。

例1 母屋と離れを別々の人（親子等）が申請する場合

1つの敷地内に建つ建物同士の場合は、1回しか申請できません。

「1つの敷地」とは、同一世帯で生活している敷地で、過去の確認申請で申請した時の敷地や、住居表示上同一とみなされている敷地です。同じ敷地内であっても、お風呂・トイレ・キッチンがそれぞれの住宅にある場合は、別の敷地とみなされる事があります。

例2 隣り合う借家を別々に申請する場合

別々の人が使用している借家であれば、別々に申請できます。この時、申請者は同じ大家さんでも可能です。

昔の町屋の様に、隣り合う別々の建物の外壁同士がくっついている場合も、別々に申請できますが、長屋建て住宅の様に、1つの建物に別々の人が住んでいる場合は、1つの申請になります。

以前、別々の人が使用していた複数の借家であっても、現在、1人の人が使用している場合は、1つしか申請できません。

例3 隣り合う敷地に建つ親世帯と子世帯の住宅を別々に申請する場合

住民票の住居表示が異なっていれば、別々に申請できます。

同じ住居表示の場合、過去の確認申請が別々に申請されていれば、補助申請も別々に行えます。

上記のいずれかに当てはまらない場合は、1つの敷地とみなされ、1回しか申請できません。

この他、不明な点については、下記連絡先にお問い合わせください。



（ お問合せ先 西尾市建設部建築課 建築担当 直通電話 0563-65-2148 ）